

# 聴覚障害者災害救援北海道本部設置運営規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、聴覚障害者災害救援北海道本部（以下「北海道本部」という）を設置及び運営するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

## (所掌事項)

第2条 北海道本部は、次に掲げる事案を協議し、その総合調整を進める。

- (1) 災害発生時における被害情報等の収集と発信に関すること
- (2) 聴覚障害者の支援・救援活動等に関する対応策の検討に関すること
- (3) 聴覚障害者の防災意識や災害対応能力の向上に関すること
- (4) その他聴覚障害者の支援・救援等災害対策に関すること

## (構成)

第3条 北海道本部は、本部長、副本部長、委員8人以上をもって構成する。

- 2 別表に掲げる各構成団体は、委員を次条に規定する本部長に推薦するものとする。
- 3 北海道本部の担当については別に定めることとする。

## (本部長及び副本部長)

第4条 北海道本部に本部長及び副本部長2名を置く。

- 2 本部長は、公益社団法人北海道ろうあ連盟長をもって充て、副本部長は副連盟長が担当する。
- 3 本部長は、北海道本部を総括する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時、又は欠けた時は、副本部長がその職務を代理する。

## (北海道本部緊急対策会議の設置)

第5条 本部長は北海道本部緊急対策会議（以下「緊急対策会議」という）を招集し、その議長となる。

- 2 緊急対策会議は次のときに召集する。
  - (1) 震度6強以上の地震が観測された場合
  - (2) 広範囲にわたり地震被害が発生又は予想されるときや、風水害等大規模災害の発生が予想又は広範囲にわたり被害の発生が予想されるときなどで、本部長が必要であると認めた場合
- 3 緊急対策会議の組織は第3条の規定による。
- 4 緊急対策会議は次の場所に設置する。

(1) 北海道聴覚障がい者情報センター

(2) (1) の場所に設置することが困難な場合は、状況に応じ適切な場所に設置する。

- 5 緊急対策会議では、聴覚障害者災害救援北海道現地本部（以下「現地本部」という）を起ち上げる必要があるかを協議し、必要と判断したときは現地本部を起ち上げるものとする。

#### （現地本部の事務）

第6条 現地本部は、被災聴覚障害者の状況に合わせた救援、支援活動等に努める。

- 2 各構成団体は、関係する機関等と連携し、被災聴覚障害者の救援、支援活動等に努める。
- 3 各構成団体は、被災地域の関係組織等と連携し、的確な情報収集に努めるとともに、一般財団法人全日本ろうあ連盟等の助言を得るなど、情報の共有化等に努める。

#### （北海道本部会議の開催）

第7条 本部長は北海道本部会議を年1回以上開催し、その議長となる。

- 2 北海道本部会議の組織は第3条の規定による。

#### （北海道本部会議の事務）

第8条 北海道本部会議は、災害の発生に備えるため、聴覚障害者の防災意識と災害対応能力の向上及び防災知識の普及、啓発に努める。

- 2 北海道本部会議は、各関係機関との連携を図りながら、聴覚障害者の安全を確保するための防災体制の整備や構築に努める。

#### （庶務）

第9条 北海道本部の庶務は、公益社団法人北海道ろうあ連盟（北海道聴覚障がい者情報センター）において処理する。

#### （その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、北海道本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

#### 附則

この規程は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

|    |  |
|----|--|
| 委員 | 公益社団法人 北海道ろうあ連盟<br>北海道中途難失聴者協会<br>全国要約筆記問題研究会北海道ブロック<br>北海道要約筆記者の会<br>北海道手話サークル連絡協議会<br>北海道手話通訳問題研究会<br>北海道手話通訳士会<br>北海道聴覚障がい者情報センター |
|----|--|